

めぐろエコプラン3

令和8年度運用マニュアル



2026 (令和8) 年4月

目黒区

＜目次＞

はじめに	3
1 日常業務におけるエコオフィス活動の推進	4
取組事項1 日常業務における省エネルギー・省資源の取組	4
1－1 電気・ガス・水道使用量の削減	4
1－2 ごみの発生量の削減及びリサイクルに努める	5
1－3 DX化・業務の効率化による環境負荷低減に努める	6
1－4 指定管理委託事業者等への協力依頼	6
1－5 日々の取組について点検し適宜改善を行う	6
1－6 職員向け環境研修に参加する	6
検討課題1 日常業務におけるエコオフィス活動の推進	6
2 区有施設における設備の適切な運用管理によるエネルギー使用の合理化	7
取組事項2 エネルギー消費設備の運用管理における取組	7
2－1 省エネ法判断基準に基づく運用管理	7
2－2 エネルギー使用量の把握	7
2－3 エネルギー運用管理実施	7
検討課題2 区有施設における脱炭素化の促進に関すること	8
3 区有施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進	9
取組事項3 省エネルギー設備の新設・更新における取組	9
検討課題3 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に関すること	9
4 庁用車の効率的な運用及び脱炭素化の推進	10
取組事項4 ガソリン等化石燃料使用量削減に向けた取組	10
5 温室効果ガス吸収作用の保全・創出の促進	11
取組事項5 みどりの保全・創出に向けた取組	11
検討課題5 温室効果ガス吸収作用の促進に関すること	11

はじめに

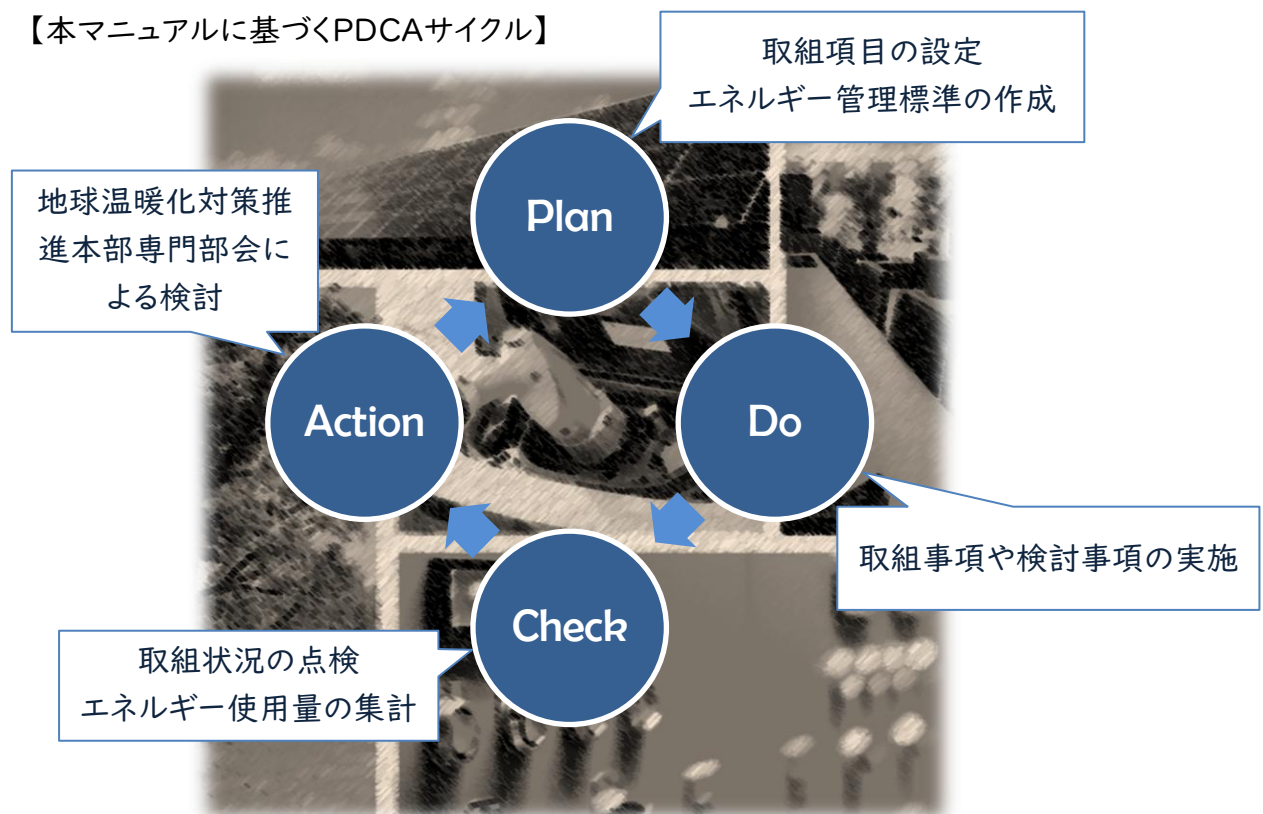
運用マニュアルについて

この運用マニュアルは、めぐろエコプラン3（目黒区地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の目標である、2030年度における区有施設の温室効果ガス排出量を53%削減（2013年度比）することを実現するため、めぐろエコプラン3の取組体系である次の5分野についての具体的な取組や検討事項をまとめたものです。

- 1 日常業務におけるエコオフィス活動の推進
- 2 区有施設における設備の適切な運用管理によるエネルギー使用の合理化
- 3 区有施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進
- 4 庁用車の効率的な運用及び脱炭素化の推進
- 5 温室効果ガス吸収作用の保全・創出の促進

また、本マニュアルは、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）による「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年3月31日経済産業省告示第66号）（以下「省エネ法判断基準」という。）に基づく「エネルギー管理標準」として位置づけます。

【本マニュアルに基づくPDCAサイクル】



I 日常業務におけるエコオフィス活動の推進

日常業務において「無理なく・効率的に・賢く」エネルギーや資源を利用することに留意して、次の事項に取り組みましょう。

取組事項I 日常業務における省エネルギー・省資源の取組

I-1 電気・ガス・水道使用量の削減

- (1) 空調の利用においては、冷房時は室温28℃、暖房時は室温20℃を目安とする。
- (2) クールビズ・ウォームビズを励行する。
- (3) 会議室等の貸室を使用するときは、使用時のみ照明・空調をオンにする。
- (4) 昼休みには、窓口業務や昼当番など支障のある場合を除き、執務室を消灯する。
- (5) お湯を沸かすときは必要な量の給水とし、沸かしすぎを防ぐ。
- (6) 手動の蛇口はこまめに開閉するなどの節水を行う。

【取組例】

- 室内に温度計を設置して室温が適切かどうかを確認できるようにする。
- 照明のスイッチに、どのエリアの照明か分かるような表示を付ける。
- エレベーターは、上り2階層（例：1階→3階）、下り3階層（例：4階→1階）まで使用しない。（※荷物があるときや、体調の悪いとき等やむを得ない場合は、無理せずエレベーターを使用してください。）

1-2 ごみの発生量の削減及びリサイクルに努める

- (1) 事務用品や用紙等を購入する際は、環境に配慮された製品を、優先的に選択する。(入手困難な場合や同等品と比較して高価な場合を除く)

【取組例】

- 環境ラベルの表示された製品を選択する。
- 従来品よりも簡易包装された製品を選択する。
- 容易に中身を詰め替えて使用することができる製品を選択する。

- (2) 用紙の使用量削減に努める。

【取組例】

- 会議における資料配付は電子媒体を原則とする。
- 可読性を損なわない範囲で、両面印刷や2アップ印刷等の機能を利用する。
- 個人情報・機密文書などを除き、裏面利用を実施する。

- (3) ごみの発生抑制やリサイクルに努める。

【取組例】

- チラシなどの配付物を最小限とする。
- 食品を提供する際はリサイクル可能な容器を使用する。
- リサイクルボックスを設置する。
- マイバッグ・マイボトルを実践する。
- 生ごみの水切りを実践する。
- 廃棄物及び資源の分別を徹底する。

1-3 DX化・業務の効率化による環境負荷低減に努める

- (1) 文書や資料の共有における電子化を進める。
- (2) DX化や業務改善による効率化を図る。
- (3) 業務終了後は速やかに退庁する。ノー残業デーを確実に実践する。

1-4 指定管理委託事業者等への協力依頼

取組事項1-1～1-3について、区有施設で業務を行う事業者及び施設設備の運用管理委託事業者に対して協力を求めるよう努める。

1-5 日々の取組について点検し適宜改善を行う

取組事項1-1～1-4について、環境保全課が毎年度実施するセルフチェックにより、点検を行う。

1-6 職員向け環境研修に参加する

環境保全課が毎年実施する職員向け環境研修に参加し、地球温暖化対策に関する区の方針や取り組みを理解する。

検討課題Ⅰ 日常業務におけるエコオフィス活動の推進

- (1) 取組状況の点検及び見直しについて
- (2) 職員のセルフチェックや環境推進員の実施報告の集計結果の集約について
- (3) 職員研修のテーマ等について

2 区有施設における設備の適切な運用管理によるエネルギー使用の合理化

区有施設における脱炭素化を促進するため、施設管理において、エネルギー消費設備の適切な運用を進めましょう。

取組事項2 エネルギー消費設備の運用管理における取組

2-1 省エネ法判断基準に基づく運用管理

施設における空調等のエネルギーを消費する設備について、省エネ法判断基準に基づき、施設におけるエネルギー管理標準を策定し運用管理を行う。

（エネルギー管理標準については、次ページにて説明。）

2-2 エネルギー使用量の把握

施設のエネルギー使用量を把握し、環境保全課が年2回実施するエネルギー使用量調査により報告を行う。

2-3 エネルギー運用管理実施

エネルギー使用設備の運用管理実施状況を把握し、環境保全課が年1回実施する実施状況調査により報告を行う。

エネルギー管理標準について

エネルギー管理標準とは、運用実態に適した施設・設備のエネルギー管理を継続的に行うため、エネルギー管理、保守・点検、新設・更新にあたっての措置等を文書化したものです。また、エネルギー管理標準は、国の省エネ法に基づき、すべての事業者に対して作成が義務付けられています。

下表に示したエネルギー管理標準対象設備の、エネルギー管理に関する全般的な事項については、めぐるエコプラン3及び本マニュアルに基づくこととし、具体的な保守・点検等の基準については、原則として、区のエネルギー管理標準に基づいて運用することとします。

【エネルギー管理標準の対象設備】

区分	設備名称
空調・換気	空気調和機設備（エアハン、ファンコイル等）☆、 電動ターボ冷凍機、チラー☆、GHP/EHP（ヒートポンプ）☆、 熱搬送設備（冷温水ポンプ等）、冷却塔、冷却水ポンプ、 吸収式冷凍機（蒸気・温水等熱源）、吸収式冷凍機（燃料焚）、 換気設備
ボイラー・給湯	ボイラー設備☆、給湯設備☆、太陽熱利用機器
照明・昇降機	照明設備☆、昇降機、動力設備（給排水設備、機械駐車設備等）
受変電・BEMS	受変電設備☆、BEMS
発電・コージェネ	発電専用設備、コージェネレーション設備、太陽光発電設備
事務用・民生用	パソコン、複合機/コピー機、プリンター、自動販売機、 家電製品（テレビ、家庭用冷蔵庫、電気便座等）
業務用	厨房機器、業務用冷凍・冷蔵庫、医療機器、放送・通信機器、 電子計算機、実験装置

☆…個別の管理標準を設ける設備

検討課題2 区有施設における脱炭素化の促進に関すること

- （１）区有施設の電力調達における再生可能エネルギー電力の導入について
- （２）区有施設へのカーボンオフセット都市ガスの導入について

3 区有施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進

区有施設における脱炭素化を促進するため、施設の新築・改築・改修等において、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入推進を目指します。

取組事項3 省エネルギー設備の新設・更新における取組

施設の新築・改築の取組として、設計段階において、再生可能エネルギー設備の設置や、省エネルギー対策により ZEB 化を進める。また、設備の新設・更新における取組として、省エネ法に基づく国の判断基準に定められた事項について措置を講ずることにより、省エネルギー化を進める。

省エネ法判断基準に基づいて、設備の新設・更新における措置を講じるとともに、エネルギーの使用の合理化について検討する。

省エネ法判断基準に基づく措置及び検討事項について

省エネ法判断基準では、次の設備について、エネルギー消費設備の新設・更新を行う際に事業者が行うべき措置及び検討事項が示されています。

【措置が示されている設備】（省エネ法判断基準Ⅰ、2、2－1）

空気調和設備、換気設備、ボイラー設備、給湯設備、照明設備、昇降機、動力設備、受変電設備、BEMS、発電専用設備及びコージェネレーション設備、事務用機器、民生用機器、業務用機器

【検討事項が示されている設備】（省エネ法判断基準Ⅱ、1、1－1）

空気調和設備、換気設備、ボイラー設備、給湯設備、照明設備、昇降機、BEMS、コージェネレーション設備、電気使用設備

検討課題3

省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に関すること

- (1) 環境省 LD-Tech 認証製品や省エネ法におけるトップランナー基準を満たす省エネルギー設備（LED 機器、人感センサー、遮光フィルム、高効率ヒートポンプ、省エネ型の家電製品等）の導入について
- (2) 再生可能エネルギー設備の導入について
- (3) 設備導入に関する経費削減のための各種制度の利活用について（リース、ESCO、PPA など）

4 庁用車の効率的な運用及び脱炭素化の推進

庁用車の使用に係る化石燃料使用量を削減するため、効率的な車両の利用や ZEV への切替を進めます。

取組事項4 ガソリン等化石燃料使用量削減に向けた取組

- (1) 車の使用は、荷物の運搬を伴う場合や交通の便の悪い場所に行く場合などの必要最低限とし、公共交通機関や自転車を優先的に使用する。
- (2) 車を運転する際は「エコドライブ10のすすめ」を参考に、エネルギー使用量削減に努めます。

エコドライブ10のすすめ

- ① 自分の燃費を把握しよう
 - ② ふんわりアクセル「eスタート」
 - ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
 - ④ 減速時は早めにアクセルを離そう
 - ⑤ エアコンの使用は適切に
 - ⑥ ムダなアイドリングはやめよう
 - ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
 - ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
 - ⑨ 不要な荷物はおろそう
 - ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- (3) 庁用車の電気自動車、燃料電池自動車等への切替え方針に基づき、庁用車（特殊車両を除くガソリン車）を環境に配慮した車両へ切り替えます。貸出車を総務課の一元管理とし、全庁での貸出車の共有化により不要な庁用車を削減します。

【年度別の目標】

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標	先行導入 (1台)	切替え 方針作成	5台導入	10台切替 2台削減	3台切替 1台削減	2台削減
実績	1台導入 FCV 1台削減	3台導入 EV	7台切替 EV 1台削減	10台切替 EV 3台削減	—	—

5 温室効果ガス吸収作用の保全・創出の促進

温室効果ガス吸収作用の保全・創出のため、森林育成に資する取組を進めます。

取組事項5 みどりの保全・創出に向けた取組

森林環境譲与税を活用し、木材・木製品の導入を進めましょう。



検討課題5 温室効果ガス吸収作用の促進に関すること

- (1) 道路・公園の緑化の取組について
- (2) みどりの保全・創出（屋上緑化・壁面緑化等）の取組について
- (3) 木材利用推進方針の策定について
- (4) カーボンオフセットの自治体における活用状況について